

菊池市新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

令和2年9月

菊池市新型コロナウイルス感染症対策本部

目次

はじめに	1
1 策定の趣旨	
2 位置づけ	
3 期間	
第1章 基本的な考え方	3
1 社会経済活動の再開に向けた感染予防策	
2 経済の回復への基盤づくり	
3 経済対策等における3つのフェーズ	
4 感染拡大時の対応	
第2章 実施体制	4
1 構成	
2 所掌事務	
第3章 各種対策について	5
1 情報収集等	
2 情報提供と共有	
3 まん延防止対策	
4 医療対策	
5 経済・産業・雇用対策	
6 その他の対策	
第4章 分野別の支援策等	10
1 熊本県リスクレベル	
2 3つのフェーズ	
3 4つの分野	
4 具体的な支援策等の整理	

はじめに

1 策定の趣旨

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）については、東京をはじめとして都市部を中心に感染者が急増し、都市部以外の地域においても感染拡大が見られ、全国的に感染経路が不明な感染者も増加している。さらに、世界各国においては患者数と死亡者数の急激な増加がみられ、深刻な感染症拡大が続いている。

このような状況を踏まえ、国は、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れがあり、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び社会経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあるとして、4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を行い、7都道府県に緊急事態措置を実施すべき対象地域とし、4月16日には全都道府県を緊急事態措置の対象区域とした。

また、5月4日には、全国的に相当数の新規報告数が確認されたことから、引き続き全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域として感染拡大防止の取組みが進められ、段階的な対象区域を見直した後、新規感染者数が減少傾向を示したことから、5月25日に全ての都道府県において緊急事態宣言が解除されたところである。

しかしながら、国は、解除後も感染拡大のリスクが存続するとして、全ての都道府県において基本的な感染症防止策の徹底等を継続するとともに、感染の状況等を継続的に監視し、その変化に応じて迅速かつ適切に感染拡大防止の取組みを行う必要があるとしている。

このようなことから、感染症対策に当たっては、全ての人が、密閉・密集・密接のいわゆる「三つの密」の回避、及び「人と人との距離を確保する」、「マスクの着用」や「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を一層推進し、感染経路の不明な患者やクラスターの発生を抑えることで、オーバーシュートの発生を防止し、感染者及び重傷者の発生を最小限に食い止めることが必要不可欠である。

また、外出の自粛や感染拡大地域への往来等の自粛要請など、人との接触機会を減らすことにより感染拡大の速度を抑制するとともに、「新しい生活様式」の定着や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践も重要な予防対策である。

こうした行動は、人々の社会活動や経済活動を制限することになり、地域経済に大きな影響を与えることになるが、現時点では感染症収束の目途は不透明であり、長期にわたる覚悟を持って予防対策等を維持することが、結果的に地域や国民生活に安心を与えることになる。

そのため、本市においても感染症防止策の徹底を推進するとともに、市民生活及び市内経済を早期に安定させることが急務となっていることを踏まえ、国の緊急経済対策及び熊本県の感染症対策などを活用し、市民生活や市内経済への影響を注意深く見極めるとともに各方面からの要望を踏まえ、市独自の緊急支援策等を必要に応じて、時機を逸することなく臨機応変かつ果断に実行する。

2 基本方針の位置づけ

今回策定する基本方針は、国が示した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を基本とし、市民の生命と健康を守ることを最優先にしながら、さらには市内経済の活動レベルを段階的に引き上げるための対処方針として、本市が目指す将来像の実現に向け、菊池市総合計画を補完する計画として位置づける。

さらに、安定的に行政サービスを提供するためにも、市役所内で感染事案等が発生した場合の迅速かつ適切な対応を可能とする態勢を整えておく必要があるため、業務を適切に継続する方策（感染症事業継続計画（BCP）・新型コロナウイルス感染症対策行動計画）と整合性を図るものとする。

3 基本方針の性質

本方針は、市民及び事業者等と一丸となって新型コロナウイルス対策に取り組んでいくため、講じるべき対策を現時点で取りまとめたものであり、国の対処方針の見直しや今後の感染状況、社会経済状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

第1章 基本的な考え方

市民の生命と健康を守り、市民生活や市内経済に与える影響を最小に抑制するとともに、さらには経済の活動レベルを早期に引き上げるための総合的かつ効果的そして実効性のある「道しるべ」として、必要な対策を実施するための基本的な考え方を示すものである。

1 社会経済活動の再開に向けた感染予防策

- ・感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着等を前提として、地域の感染拡大の収束状況等を踏まえながら、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。
- ・事業者等に対しては、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践を促していく。

2 経済の回復への基盤づくり

- ・的確な感染拡大の防止策と経済・雇用対策により、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能としていく。

3 感染拡大時の対応

- ・感染拡大のリスクを踏まえ、監視体制の整備及びサーベイランス等の的確な情報の収集により、感染状況等を継続的に把握する。
- ・次の感染拡大に備えるとともに、再度感染の拡大が認められた場合には、速やかに強い感染拡大防止対策等を講じる。

4 経済対策等における3つのフェーズ

- ・前記1～3を前提に、国の緊急経済対策を基本的な考え方とした、3つのフェーズを意識して経済対策等を実行する。第一は、感染症拡大の収束に目途がつくまでの間を「緊急支援フェーズ」とし、事態の早期収束に強力に取り組むとともに、その後の力強い回復の基盤を築くために雇用と事業と生活を守り抜く段階である。第二は、収束後の反転攻勢に向けた需要喚起と社会変革の推進期を「V字回復フェーズ」とし、早期のV字回復を目指し、観光、飲食、イベント等大幅に落ち込んだ消費の喚起と、デジタル化・リモート化など未来を先取りした投資の喚起の両面から反転攻勢策を講ずる段階である。

さらに、感染症収束の目途が不透明な状況を鑑み、特効薬でウイルスを効果的に閉じ込めるまでの間を「with コロナフェーズ」とし、市民生活においては感染症と一定期間共存する生活が続く段階である。

上記の3つのフェーズで、緊急経済対策及び本市の支援策等の取組みにより効果的な推進に努める。

第2章 実施体制

本市においては、菊池市感染症対策本部設置要綱に基づき、新型コロナウイルス感染症の発生に際して、市民への感染拡大を防止するとともに、安心して安全な市民生活を確保するため、令和2年2月22日に「菊池市新型コロナウイルス感染症対策本部」（以下「対策本部」という。）を設置し、庁内及び関係機関等と緊密な連携を確保しながら、各種対策の実施について検討を行う。

1 構成

本部長	：	市長
副本部長	：	副市長
構成員	：	教育長及び各部課(局、所)長
事務局	：	健康推進課

2 所掌事務

- ・ 感染の予防、拡大防止策の検討及び実施に関すること。
- ・ 社会機能の維持対策に関すること。
- ・ 市民に対する適切な情報提供に関すること。
- ・ 医療機関との連携に関すること。
- ・ その他一類感染症等対策に必要な事項に関すること。

第3章 各種対策について

1 情報収集等

新型コロナウイルス感染症に関する感染予防及び拡大防止策を適時適切に実施するためには、国、熊本県、菊池保健所、医療機関等の関係機関から対策や医療等に関する情報を積極的に収集し、対策に活用する。

2 情報提供と共有

(1) 市のホームページや広報紙、きくち防災・行政ナビ、安心安全メールなどあらゆる媒体を活用しながら、市民に対して正確で分かりやすく、かつ、地域の感染状況の変化に即応した情報提供と呼びかけによる啓発を行う。

また、「新しい生活様式」の在り方や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の浸透を図ることにより、市民の日常生活や職場等における行動変容に資する注意喚起を行い冷静な対応を促す。

- ・市内外の感染症の発生状況等に関すること。
- ・感染拡大のリスクが高い、密閉空間、密集場所、密接場面という3条件（「三つの密」）の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に関すること。
- ・日常生活及び職場において、感染リスクを高める行動（人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うことなど）を避けること。
- ・飲食店等においても「三つの密」を避けることや、家族以外の多人数での会食を避けること。
- ・体調不良が見られた場合の休暇取得、学校等の欠席、外出自粛等に関すること。
- ・感染リスクを下げるための受診行動や感染症についての相談や病院受診の方法に関すること。
- ・不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛、商店への殺到の回避、買い占めをしないことなど、市民一人一人がとるべき行動に関すること。
- ・業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践に関すること。
- ・従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底に関すること。
- ・感染者及び濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。

(2) 市内で感染者が発生した場合は、熊本県と情報を密接に連携し、正確な情報を適切な時期に発信することで、市民の不安の払拭に努める。

3 まん延防止対策

まん延を防止するためには、基本的な感染防止策の徹底等を継続するとともに、市民の命と健康を最優先にしつつ、国及び熊本県と情報を共有しながら持続的な対策を必要に応じて実施する。

(1) 外出の自粛

- ・不要不急の外出（帰省や旅行など）、都道府県をまたぐ移動は、県が提示する移行期間ごとの取組みを踏まえて行動するよう市民に呼びかける。
- ・風邪症状など体調不良がみられる場合の休暇取得や学校の欠席、外出自粛等を呼びかける。
- ・感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、熊本県と連携して、外出の自粛に関して速やかに市民に対して必要な協力の要請等を行う。

(2) イベント等の開催

- ・リスクへの対応が整わない場合は、中止または延期するよう主催者に慎重な対応を求める。また、「新しい生活様式」や業種ごとのガイドラインに基づき、イベント等の態様や種別に応じて、開催の要件や主催者において講じるべき感染防止策を検討する。
- ・イベント等の規模に関わらず基本的な感染防止策が講じられるよう要請するとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、接触確認アプリ（COCOA）等の活用について主催者に周知する。
- ・不特定多数の人が参加する市主催（共催含む）の行事や集会等は、リスクレベルの変化等に応じて中止又は延期する。

(3) 職場への出勤等

- ・市内事業者に対して、「三つの密」を避けるとともに、事業場での手洗い・咳エチケットの徹底、換気等の励行、発熱等の風邪症状のある従業員の出勤免除や外出自粛勧奨等を強力に呼びかける。
- ・在宅勤務（テレワーク）、時差出勤等、人との接触を低減する取組みを働きかけるとともに、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践をはじめとして、感染拡大防止のための取組みが適切に行われるよう働きかける。

(4) 施設の使用等

- ・施設の使用については、感染防止策の徹底など施設管理者等に対して必要な協力を依頼する。
- ・業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践をはじめ、感染拡大防止の取組みが適切に行われるよう働きかける。
- ・「三つの密」がある集まりについては、リスクレベルの変化等に応じて自粛の協力を

要請するとともに、参加者同士の接触機会の低減を呼びかける。

- ・感染者が発生した場合の参加者への連絡体制が確保できるよう名簿等の管理を行う。
- ・公共施設については、施設に応じた感染拡大予防策を講じるとともに、利用者に対し感染予防行動の実践を促す。また、会議やイベント開催に供する目的での貸館等に当たっては、リスクレベルに応じた運営や規模要件（人数上限）を付すこととする。

（５）学校・保育所等

- ・小中学校の児童・生徒の安全を図るため「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等において示した、学校の行動基準や具体的な感染症予防対策について周知を行う。また、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行う。
- ・市内において感染の拡大傾向が認められた場合は、厚生労働省が示した保育所及び放課後児童クラブ等の保育の縮小や臨時休園等の考え方を踏まえ、施設内の感染予防策を講じるとともに、子どもたちが感染予防行動に対応できるよう実践を促す。また、家庭で保育が可能な場合は登園自粛を要請するほか、必要な保育を確保した上で、保育等の提供縮小を含めた実施について検討を行う。
- ・臨時休園等とする場合は、仕事を休むことが困難な者の子どもたちの保育等の確保について配慮する。

（６）感染拡大の警戒

- ・国や熊本県と情報共有を図りながら感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合は、市民に適切に情報提供を行うとともに感染拡大への警戒を呼びかける。

（７）クラスター対策の強化

- ・クラスター対策を強化するという観点から、熊本県や保健所との連絡体制を整備し、国や熊本県が実施する取組みに対して適宜協力を行う。
- ・クラスターの発生があった場合は、国や熊本県と連携して、イベントや施設の使用制限等を含め、速やかに主催者や施設管理者等に対して必要な協力を依頼するとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行う。

４ 医療対策

- （１）熊本県や保健所、医療機関等と連携し、情報を積極的に収集するとともに、国や熊本県等からの要請に応じて適宜協力する。
- （２）患者が在宅等で療養する場合に、患者や医療機関等から要請があったときは、熊本県と連携し必要な支援を行う。

- (3) 市が行う健康診断や予防接種については、適切な感染対策のもとで実施するよう、時期や時間を考慮する。

5 経済・産業・雇用対策

市は、国の令和2年度第1次補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）の各施策に基づき、国・熊本県と連携し迅速かつ着実に実行することにより、今後の感染拡大を防止するとともに、雇用の維持、事業の継続、市民生活の再建に取り組んできた。

さらに、令和2年度第1次補正予算を強化された第2次補正予算（令和2年5月27日閣議決定）により、地域経済や市民生活への影響を注意深く見極め、新しい生活様式の導入など、事業活動の中に感染防止対策を取り入れる事業者の拡大を図るとともに、感染症により大きな影響を受けた経済活動の早期回復に向けた需要喚起策等も実施してきたところである。

引き続き、国及び熊本県が行う経済対策について、積極的な情報収集と活用を図りながら、本市の経済に与える負の影響を最小限にとどめるため、感染症のまん延防止などの取組みと併せて、産業・業種ごとに現状を把握し、分野ごとに具体的な支援策等を取りまとめ、これらの取組みを迅速かつ着実に実行していく。

また、中長期にわたり経済活動を維持し、回復の基盤を築くことができるよう、事業者の創意工夫を尊重しつつ、商工業や農林畜産業をはじめとする各種団体との連携を密にしながら、対策の方向性を共有し対応を行う。

6 その他の対策

(1) 人権への配慮等

患者・感染者、その家族や治療・対策に携わった方々、その家族等の人権が侵害されることがないように、必要な取組みを行う。

(2) 物資・資材の供給

マスクや消毒薬など、必要な衛生資材については、引き続き国や熊本県、企業と連携して確保を図るとともに、必要に応じ配布を行う。

(3) 社会機能の維持

国や熊本県、関係団体、指定公共機関、指定地方公共機関など関係機関との情報共有を図り、感染拡大時の社会機能の維持のための体制整備を図るとともに、緊急事態宣言が出された場合などに備えた対応を検討する。

(4) 支援策等の周知

感染症に関する支援策及び、感染症を正しく恐れるという心構えや知識を啓発するため、

市のホームページ、広報紙、きくち防災・行政ナビ、安心安全メールなどあらゆる媒体を活用しながら、市民へ周知を行う。

また、関係団体等との連携を緊密に行いながら情報を共有するとともに、迅速かつ効果的な周知に努める。

(5) 行政サービスの維持

行政機能を維持するため、感染防止に万全を期するとともに、職務が遅滞なく行えるよう市民窓口を中心とした混雑緩和やリモートによる手続き等による感染リスクの低減対策を講じることとする。

また、感染症事業継続計画（BCP）及び新型コロナウイルス感染症対策行動計画との整合性を図るとともに、必要な市民サービスが提供できる態勢を整える。

第4章 分野別の支援策等

感染症における長期的な対策の必要性を踏まえ、市民の暮らしや働く場等での感染拡大を防止する習慣「新しい日常」が定着した社会の構築を目指す。

各種支援策等の整理に当たっては、国が示した2つのフェーズ(「緊急支援フェーズ」と「V字回復フェーズ」)に、「with コロナフェーズ」を追加した3つのフェーズ(※第2章 基本的な考え方(3)を参照)を意識し、4つの分野ごとに整理を行う。

1 熊本県リスクレベル

4月16日に導入された「熊本県新型コロナウイルス地域区分基準」に準じ、本市における感染拡大防止対策等を実施する。

熊本県リスクレベル

あくまでも目安であり、現状がどのリスクレベルに位置付くか、また、具体的な対策は、本県あるいは全国の感染状況及びその傾向(拡大・縮小)を踏まえ、実施する地域やその内容も含め、総合的に判断します。

リスクレベル	県の判断基準	対策例
レベル4 特別警報	県内で ①新規感染者15名以上 かつ ②リンク無し感染者8名以上	レベル3の対策に加え ・不要不急の外出自粛要請 ・県外等への移動自粛を要請 ・全ての催事等の自粛要請 ・施設への休業要請
レベル3 警報	県内で ①新規感染者10名以上 又は ②リンク無し感染者5名以上	レベル2の対策に加え ・週末等の不要不急の外出自粛要請 ・催事等の自粛要請 ・施設への休業要請
レベル2 警戒	県内で①新規感染者が発生 かつ ②レベル3に該当しない場合	レベル1の対策に加え ・感染拡大リスクを高める3つの密が重なる催事の自粛要請 ・不特定多数が利用する県有施設の閉館
レベル1 注意	①国内で新規感染者が発生 かつ ②県内では新規感染者が未発生	レベル0の対策に加え ・3つの密が重なる感染拡大リスクが高い活動や催事において、まん延防止対策を行う
レベル0 平常	国内で新規感染者が確認されていない	・新しい生活様式の広報・実践

※「リンク無し感染者」とは、感染源が特定できないもの。
 ※レベルを上げる場合は、週ごとに総合的に判断し、レベルを下げる場合は、前週、前々週の発生状況を踏まえ、同様に判断する。
 ※各所管施設の開閉においては、所在する市町村と情報共有し、調整に努めること。
 ※3つの密とは、①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)

2 3つのフェーズ

国が示した経済対策の基本的な考えである、感染症拡大の収束に目途がつくまでの間の「緊急支援フェーズ」と、収束後の反転攻勢に向けた需要喚起と社会変革を推進する「V字回復フェーズ」の2つの段階を踏まえ、感染症と一定期間共存する生活が続くことを想定した「with コロナフェーズ」の3つのフェーズを意識する。

- ① 緊急支援フェーズ (リスクレベル2以上〔警戒・警報・特別警報〕)
- ② V字回復フェーズ (リスクレベル1以下〔注意・平常〕)
- ③ with コロナフェーズ (リスクレベル1以下〔注意・平常〕)

3 4つの分野

4つの分野を設定し、各種対策等を整理する。

- ① 経済と暮らし：商工・観光・農林畜産業等の市内経済における支援策や市民生活を支える取組み等
- ② 健康と福祉：子どもからお年寄りまでの健康と福祉に関する支援策等
- ③ 教育と子育て：小中学校や幼保育園、児童育成クラブ等に関する支援策等
- ④ その他：上記に分類されない取組み等

4 具体的な支援策等の整理

支援策等の整理に当たっては、感染症への対策を柔軟に講ずる必要があるため、特別警報、警報、警戒、注意、平常の各レベルに限定して支援策等を整理するものではなく、3つのフェーズを意識し支援策等を整理した。

(1) 市の業務全般における感染予防策等

市民が利用する施設や市民が参加する会議等における感染拡大予防策の徹底について、全庁的に取り組むとともに、市民に対して正確で分かりやすく、かつ状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行う。

(2) 経済回復の基盤づくりへの支援策等

◆経済の回復に向けた取組みを実行するにあたっては、事業者が安全に事業に取り組み、社会経済活動が安心感を持って再開されることが必要である。

そのための基盤づくりの施策について、下記の3つの柱により展開していく。

①市民の生命と健康を守る

市民の新型コロナウイルス感染症の予防に資する施策

②市民の暮らしを支える

休業要請や外出自粛要請等による減収や帰省の自粛など、新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けた市民の暮らしを支えるための施策

③市内経済を支援する

休業要請や外出自粛要請の解除を受け、事業を再開するための対策など、市内経済の回復に向けた支援のための施策

◆市の独自施策を迅速、かつ着実に実行することにより、感染拡大を防止し、事態の早期収束に全力で取り組むとともに、事業の継続、生活の下支えに万全を期する。

また、各種支援策等の検討・実施にあたっては、市の特性や市内経済への影響を注意深く見極め、必要な対応を、時機を逸することなく適切に実施する。

なお、各種支援策等の取組みについては、本基本方針に沿った別冊扱いとし、必要に応じて見直しを行うものとする。